

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法律」という。）に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度（令和元年度）から譲与が始まりました。

◎ 使途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の使途

使途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先

神流町役場 産業建設課 林業係

電話 0274-57-2111（内線201）

FAX 0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和6年度)

神流町では、 令和6年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		30,522 千円
内 訳	森林環境譲与税	29,244 千円
	基金利子及び配当金	0 千円
	基金繰入金	0 千円
	繰越明許(事業費)	0 千円
	その他 ほかの財源	1,278 千円

実施状況(実績)			事業費 (千円)		事業実績	税導入の効果
	事業名	事業内容		森林環境 譲与税	その他 財源	
1	森林獣害対策資 機材導入促進事 業	森林(人工林)の獣害 対策及び森林内のモ ニタリング調査機材の 導入を補助	2,063	2,063	0	森林(人工林)の獣害対策を行う 事業者1者に対し、補助を実施 間伐13.17ha、獣害防止10.02ha を実施 林業経営作業道5路線を開設 皆伐を行った町有地において植 栽予定地の地拵え、運搬路の開 設、遊歩道の除草、獣害防除資 材の購入を実施
2	民有林造林事業	間伐を促進するための 森林整備事業計画に 基づき実施される間伐 や獣害防止等に要す る経費について補助	10,905	10,904	1	
3	林業作業道総合 整備事業	間伐等の森林整備を 行うために必要な林業 経営作業道等の開設、 改良について県の嵩 上げ補助	10,459	9,182	1,277	
4	城山立木等伐採 事業	町有林の針葉樹林の 皆伐植栽、樹種転換を 計画	7,095	7,095	0	
計			30,522	29,244	1,278	